

10月号

No.14

くらしのアシスト

太田市消費生活センターだより

発行 太田市消費生活センター
太田市浜町2-35(市役所2階)

☎ 0276-30-2220

発行日 令和8年10月1日

「くらしのアシスト」の10月号です。みなさんの暮らしに役立つ情報や
気を付けていただきたい消費者トラブルの事例などをお知らせします。

初回限定！特別価格！

通信販売にご注意！！

テレビショッピングで価格1万円のサプリメントが

「初回限定980円」という広告を見つけた。

これはお得だと思い、お試しのつもりで商品を購入。

しかし後日、同じ商品がまた届き高額な代金の請求書が
入っていた。販売業者に連絡すると「初回を含め全3回の
購入が条件の定期コースになっている。

解約には違約金が必要だ。」と言われた。



* 消費者庁イラスト集より *

★相談員からの アドバイス★

- ・極端に安い価格や大幅な値引き、お得感を強調している
広告や販売サイトは警戒する。
- ・通信販売を利用するときは、注文する前に購入条件やキャンセル・
返品に関する条件、利用規約をしっかり確認する。

「おかしいな」と思ったら

太田市消費生活センター(☎0276-30-2220)

へご相談ください。

悪質商法・詐欺にあわないための

「さしすせそ」

- さ** 最初は身分と用件確認！
- し** 知らない人なら要注意！
- す** すぐに玄関 開けないで！
- せ** 世間話でも情報漏えい！
- そ** そっけなくても、しっかり断る！



★相談員からのアドバイス★



- ・断ることは失礼ではありません。
- ・「**今すぐ決めてください**」などと迫ってきたら、断るのが安全です。
- ・「簡単にもうかります。」「絶対に損はさせません。」などの言葉が出てきたら警戒が必要です。
- ・不安や不明な点があれば、遠慮なくすぐに消費生活センターなどに相談してください！

【消費者ホットライン】 ☎188(イヤヤ!)

※住まいの地域の消費生活センターなどの相談窓口につながります。

○太田市消費生活センター ☎0276-30-2220(市役所2階)

(受付時間) 月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

○太田警察署 ☎0276-33-0110(警察相談専用☎ #9110)

※もしも、消費者トラブルで困ったら・・・

一人で悩まずに、お早めにご相談ください。